育児・介護休業規程

第１条（育児休業）

１　育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。

　一　入社１年以上であること

　二　子が１歳６か月になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

２　１にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。

　一　入社1 年未満の従業員

　二　申出の日から１年以内（4及び５の申出をする場合は、６か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな従業員

　三　１週間の所定労働日数が2日以下の従業員

３　配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業をしている場合、従業員は、子が１歳２か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が１年を限度として、育児休業をすることができる。

４ 次のいずれにも該当する従業員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳の誕生日に限るものとする。

　（1）従業員又は配偶者が原則として子の１歳の誕生日の前日に育児休業をしているこ　と

　（2）次のいずれかの事情があること

　　（ア）保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

　　（イ）従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

５　次のいずれにも該当する従業員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳６か月の誕生日に限るものとする。

　（1）従業員又は配偶者が原則として子の１歳６か月の誕生日の前日に育児休業をしていること

　（2）次のいずれかの事情があること

　　（ア）保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

　　（イ）従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳６か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

６　育児休業をすることを希望する従業員は、原則として、育児休業を開始しようとする日の1 か月前（４に基づく１歳を超える休業の場合は、2 週間前、５に基づく１歳６か月超える休業の場合も、2 週間前）までに、育児休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。

　　なお、育児休業中の有期契約従業員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

７　申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。ただし、産

後休業をしていない従業員が、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間

以内にした最初の育児休業については、１回の申出にカウントしない。

（１）第１条第１項に基づく休業をした者が同条第４項又は第５項に基づく休業の申出をしようとする場合

（２）第１条第４項に基づく休業をした者が同条第５項に基づく休業の申出をしようとする場合

（３）配偶者の死亡等特別の事情がある場合

８　会社は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求め

ることがある。

９　育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

10　申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後２週間以内に会社に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

11　申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を会社に提出する

　ことにより、育児休業の申出を撤回することができる。

12　育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出

　をすることができない。ただし、第１条第１項に基づく休業の申出を撤回した者であって

　も、同条第４項及び第５項に基づく休業の申出をすることができ、同条第４項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第５項に基づく休業の申出をすることができる。

13　育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会社にその旨を通知しなければならない。

14　育児休業の期間は、原則として、子が１歳に達するまで第１条第３項、第４項及び第５項）に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

15　本条第１４項にかかわらず、会社は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業

　開始予定日の指定を行うことができる。

16　従業員は、育児休業期間変更申出書により会社に、育児休業開始予定日の１週間前まで

　に申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了し

　ようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の１か月前（第１条第４項及び第

　５項）に基づく休業をしている場合は、２週間前）までに申し出ることにより、育児休業

　終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原

則として１回に限り行うことができるが、第１条第４項及び第５項に基づく休業の場合

には、第１条第１項に基づく休業とは別に、子が１歳から１歳６か月に達するまで及び１

歳６か月から２歳に達するまでの期間内で、それぞれ１回、育児休業終了予定日の繰り下

げ変更を行うことができる。

17　育児休業期間変更申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業期間変更

申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

18　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、

当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

（１）子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から２週間以内であって、会社と本人が話し合いの上決定した日とする。）

（２）育児休業に係る子が１歳に達した場合等

子が１歳に達した日（第１条第３項）に基づく休業の場合を除く。第１条第４項に基づく休業の場合は、子が１歳６か月に達した日。第１条第５項に基づく休業の場合は、子が２歳に達した日。

（３）申出者について、産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場

　　合産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

　　（４） 第１条第３項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が１年に達した場合当該１年に達した日

19　本条第18項第１号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日

　　に会社にその旨を通知しなければならない。

20　　会社は、育児休業の取得を希望する従業員に対して、円滑な育児休業の取得及び職場

　復帰を支援するために、当該従業員ごとに育休復帰支援プランを作成し、同プランに基

　づく措置を実施する。同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎに係る支援、育

　児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する従

　業員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。

第２条（介護休業）

１　要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）は、申出により、介護を必要とする家族１人につき、のべ93日間までの範囲内で３回を上限として介護休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

　一　入社１年以上であること

　二　介護休業開始予定日から93 日を経過する日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

２　1 にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。

　一　入社1 年未満の従業員

　二　申出の日から93 日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

　三　1 週間の所定労働日数が2日以下の従業員

３ 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

　　配偶者／父母／子／配偶者の父母／祖父母、兄弟姉妹又は孫

４　介護休業をすることを希望する従業員は、原則として、介護休業を開始しようとする２週間前までに、介護休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。

５　介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

第３条（子の看護休暇）

１　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第15条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の１年間とは、４月１日から翌年３月31日までの期間とする。

　ただし、労使協定により除外された次の従業員からの申出は拒むことができる。

一　入社６か月未満の従業員

二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

２　子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。

第４条（介護休暇）

１　要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、就業規則第15条に規定する年次有給休暇とは別に、対象家族が１人の場合は１年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の１年間とは、４月１日から翌年３月31日までの期間とする。

　　ただし、労使協定により除外された次の従業員からの申出は拒むことができる。

一　入社６か月未満の従業員

二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

２　介護休暇は、時間単位で取得することができる。

第５条（育児・介護のための所定外労働の制限）

１　３歳に満たない子を養育する従業員（日雇従業員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

２　１にかかわらず、労使協定によって除外された次の従業員からの所定外労働の制限の申出は拒むことができる。

一　入社１年未満の従業員

二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

３　申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児のための所定外労働制限申出書を人事担当者に提出するものとする。

第６条（育児・介護のための時間外労働の制限）

１　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則第11条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、１か月について24時間、１年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

２　１にかかわらず、次の一から三のいずれかに該当する従業員は育児のための時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を申し出ることができない。

　一　日雇従業員

　二　入社１年未満の従業員

　三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

３　請求しようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の１か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書を人事担当者に提出するものとする。

第７条（育児・介護のための深夜業の制限）

１　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則第11条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前５時までの間に労働させることはない。

２　１にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員は深夜業の制限を申し出ることができない。

　一　日雇従業員

二　入社１年未満の従業員

三　請求に係る家族の16 歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する従業員

イ　深夜において就業していない者（１か月について深夜における就業が３日以下の者を含む。）であること

ロ　心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であるこ

　と

ハ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産予定でなく、かつ産後８週間以内でない者であること

四　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

五　所定労働時間の全部が深夜にある従業員

３　請求しようとする者は、１回につき、１か月以上６か月以内の期間について、 制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の１か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書を人事担当者に提出するものとする。

第８条（育児短時間勤務）

１　３歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則第8条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

　所定労働時間を午前10時から午後５時まで（うち休憩時間は、午前12 時から午後１時までの１時間とする。）の６時間とする（１歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途30 分ずつ２回の育児時間を請求することができる。）。

２　１にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

一　日雇従業員

二　１日の所定労働時間が６時間以下である従業員

三　労使協定によって除外された次の従業員

　　（ア）入社1 年未満の従業員

　　（イ）1 週間の所定労働日数が2 日以下の従業員

３　申出をしようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の１か月前までに、短時間勤務申出書により人事担当者に申し出なければならない。

第９条(介護短時間勤務)

１　要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）は、申し出ることにより、就業規則第8条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

　所定労働時間を午前10時から午後５時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後１時までの１時間とする。）の６時間とする。

２　１にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

一　日雇従業員

二　労使協定によって除外された次の従業員

　（ア）入社1 年未満の従業員

　（イ）1 週間の所定労働日数が2 日以下の従業員

３　介護のための短時間勤務をしようとする者は、利用開始の日から３年の間で２回までの範囲内で、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の２週間前までに、短時間勤務申出書により人事担当者に申し出なければならない。

第10条（給与等の取扱い）

１　基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおり。

一　育児・介護休業をした期間については、支給しない

二　第３条及び第４条の制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする

三　第７条、第８条及び第９条の制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。

２　定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。第３条～第９条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。

３　賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。また、その算定対象期間に第８条及び第９条の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は、支給しない。第３条～第７条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。

４　退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間は勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。また、第３条～第９条の制度の適用を受けた日又は期間は、通常の勤務をしているものとみなす。

５　年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

### 第11条（復　職）

#### １　育児休業期間又は介護休業期間が終了したときは、直ちに復職するものとし、育児休業終了日又は介護休業終了日の翌日より勤務を命ずる。

##### ２　育児休業期間後又は介護休業期間後の勤務は、原則として、育児休業期間開始前又は介護休業期間開始前の部門及び職務で行うものとする。ただし、会社は、組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部門及び職務の変更を行うことがある。この場合は育児休業期間終了予定日又は介護休業期間終了予定日の1か月前に正式に決定し通知する。

##### ３　復職後の賃金額は、原則として、育児休業前又は介護休業前の賃金額を下回らないものとする。

第12条（育児休業等に関するハラスメントの防止）

１　すべての従業員は第１条～第9条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する従業員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

２　１の言動を行ったと認められる従業員に対しては、就業規則第28条に基づき、厳正に対処する。

第13条（法令との関係）

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

第14条（附則）

本規程は、令和２年１２月１日から適用する。

本規程は、令和3年1月1日から改定適用する。

本規程は、令和3年5月1日から改定適用する。